

# 令和3年度 地域づくり応援事業実施要項

## 1 事業の目的

過疎化、高齢化の進行等により、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等の課題を抱える地域において、集落同士の連携等により地域の維持・再生や地域の課題解決、活性化等の先導的な取り組みを市や支援団体等と地域運営組織が協働して行い、地域住民の生活の向上を図る。

## 2 第1ステージ：初動期支援事業

### 2.1 事業内容

#### (1) 実施体制と支援体制の整備

実施地域の住民による地域運営組織の結成。市等による支援体制を整備する。

#### (2) 地域の現状と課題の把握

実施地域の各集落や町内会で行われている共同作業、行事等の活動内容（開催時期、参集範囲等）や日常生活等について実態を把握し、意向調査等を行うことにより住民の合意形成を図る。

##### ① 現状の把握

- ・実施地域の実態（土地・建物の状況、交通の状況、自然の状況、伝統文化の状況、住民の状況等）
- ・各集落の活動状況（資源管理機能、生活扶助機能等）

##### ② 住民の意向の把握（住民アンケート、ワークショップ、聞き取り等）

##### ③ 集落機能の現状と課題整理

#### (3) 地域振興計画の策定等

集落や町内会機能の現状と課題整理の結果を踏まえ、小地域ケア会議及び自主防災組織の事業内容を含めた地域活性化等についての計画を策定し、できることから試行的活動を行う。

##### ① 地域振興計画の策定

持続可能な地域運営組織のあり方、中・長期的な集落や町内会のあり方、地域の農林地管理のあり方や活性化の方策のほか、医療・福祉、安全・安心への対応、地域交通の確保、小地域ケア会議及び自主防災組織の事業内容等、地域課題への対応策等についてまとめた計画を策定する。

##### ② 活動の実施

地域振興計画に基づいた活動の実施。試行的な取り組み等を通じて有効な実施方法の検討を行う。

### 2.2 事業実施の要件

#### (1) 地域運営組織の範囲

津山市連合町内会の支部の範囲

#### (2) 地域運営組織の構成

該当地域の各種団体、個人で構成されていること

(3) まちづくりに対する意欲

自らの地域を自らの手でつくっていく意欲を住民が十分持っていること

## 2.3 事業実施年度、補助金交付額

令和3年度、25万円以内、募集数：1地域

※予算の範囲内で補助を行う。ただし、毎年度予算の成立を条件とする。

※津山市地域づくり応援事業補助金交付要綱が適用される。

## 3 第2ステージ；発展期支援事業

### 3.1 事業の内容

初動期支援事業を実施した連合町内会支部（以下、「支部」とする。）において、地域振興計画等に基づき、多様な主体が参加する地域運営組織で目的や課題を共有し、地域課題の解決に向けた取り組みを推進するとともに、コミュニティビジネスなどを試行及び実践し、地域経営を行う。

### 3.2 事業実施の要件

- (1) 初動期支援事業を実施した支部
- (2) 支部内で地域振興計画が共有されていること
- (3) 地域運営組織内で事業の目的や課題を共有し、地域課題の解決に向けた取り組みを推進すること
- (4) コミュニティビジネスなどによる地域経営を試行または実践すること

### 3.3 事業実施年度と補助金交付額

令和3年度、補助金交付額：100万円以内（H30年度以前より取り組んできた団体には経過措置あり）

※予算の範囲内で補助を行う。ただし、毎年度予算の成立を条件とする。

※津山市地域づくり応援事業補助金交付要綱が適用される。

## 4 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年4月30日（金）

## 5 応募方法

事業実施を希望する連合町内会支部長は、応募用紙（初動期支援事業：別紙様式第1号、発展期支援事業：別紙様式第2号）に必要な事項を記入し、津山市地域づくり応援事業補助金交付申請書、その他必要な書類を添えて津山市地域づくり推進室へ提出。申請のあった事業内容について、実施事業の選考を行うものとする。

## 6 応募・問い合わせ先

津山市地域づくり推進室（市役所3階）担当：和田

電話（0868）32-2032